

議案第 9 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成24年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規程により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

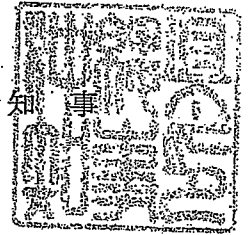
議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教文第 1982号  
平成24年2月7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、貴教育委員会の意見を求めます。

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁文化財課

### 1 件名

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により博物館法（昭和26年法律第285号）の一部が改正され、博物館協議会の委員の任命の基準については、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）で定める基準を参酌し、条例で定める必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立博物館・美術館協議会の委員の任命の基準を定める。（第21条関係）
- (2) この条例は、平成24年4月1日から施行する。（附則）

### 4 根拠法令

博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び第22条

### 5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

## 乙第 号議案

### 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「前2項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 委員は、再任されることができる。

第21条第2項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、博物館法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県立博物館・美術館協議会委員の任命の基準を条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(博物館・美術館協議会)</p> <p>第21条 博物館・美術館に、博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2. 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。</p> <p>3. 委員の定数は、15人以内とする。</p> <p>4. 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5. 委員は、再任されることができる。</p> <p>6. 第2項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（以下「博物館・美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置する。</p> <p>(博物館・美術館協議会)</p> <p>第21条 博物館・美術館に、博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2. 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。</p> <p>3. 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。